

青梅市規則第 34 号

青梅市一般職の職員の期末、勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 7 月 23 日

青梅市長 大勢待 利 明

青梅市一般職の職員の期末、勤勉手当に関する規則の一部を
改正する規則

青梅市一般職の職員の期末、勤勉手当に関する規則（平成３年規則第７号）の一部を次のように改正する。

第４条および第５条を次のように改める。

（期末手当の支給割合算定にかかる在職期間）

第４条 条例第１８条第２項の在職期間の算定に当たっては、次の各号に掲げる期間に応じ、当該期間にそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た期間を除算する。

（１）法第２９条第１項の規定により停職にされている者として在職した期間 １０割

（２）法第２８条第２項第１号または第２号の規定により休職にされている者として在職した期間 ５割

（３）任命権者が別に定める事由に該当し、勤務しなかった期間 任命権者が別に定める割合

２ 青梅市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和２６年条例第４１号。以下「勤務時間条例」という。）第２条および第４条の規定により定められた勤務時間の一部において、前項各号に掲げる事由により勤務しないときは、任命権者が別に定める期間を除算する。

第５条 削除

第１４条の２第２項第１号中「法第２８条第２項の規定により休職にされていた」を「第４条第１号および第２号に掲げる」に改め、同項第２号を削り、同項中第３号を第２号とし、第４号を第３号とし、同項第５号中「青梅市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和２６年条例第４１号。以下「勤務時間条例」という。）」を「勤務時間条例」に改め、同号を同項第４号とし、同項第６号を同項第５号とし、同項に次の１号を加える。

（６）任命権者が別に定める事由に該当し、勤務しなかった期間

第１４条の２第３項第１号中「第５号まで」を「第４号までまたは第６号のいずれか」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、令和８年６月１日から適用する。